

菟田町クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）募集要項

1. 目的

気候変動適応法の改正により、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表されることとなり、町は暑さを避けるために民間施設や公共施設をクーリングシェルターとして指定できるようになりました。

つきましては民間施設におけるクーリングシェルターの指定を行いますので、ご協力いただける民間施設を募集いたします。

2. 実施内容

- (1) 熱中症特別警戒アラートが発表された際に、あらかじめ公表される開放可能日（営業日時）等の範囲で、町民等が暑さをしのぐための場所を提供（施設を開放する）してください。
- (2) 熱中症特別警戒アラートの発表及びクーリングシェルターとしての開放について周知に努めてください。

3. 指定要件

町内に所在する施設で、次の条件を満たす施設とします。

- (1) 冷房設備を有すること。
- (2) 福岡県に熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、当該施設を町民等に開放することができること。
- (3) 町民等の滞在のために開放する部分について、利用者一人一人が適度な距離で過ごせる空間を確保すること。
- (4) 町のホームページ等で公表が可能であること

4. 運用期間

熱中症特別警戒アラート発表期間（4月第4水曜日～10月第4水曜日）。ただし、初年度は協定締結日を、運用開始日とします。

なお、運用することができる日及び時間などは、各施設の実情に応じます。

5. 募集期間

随時受付。

6. 応募方法

指定申込書（様式1）に必要事項をご記入の上、町へ持参、郵送、電子メールのいずれかの方法により、荻田町保険健康課までご提出ください。

7. 提出後の流れ

申込書提出後の流れは以下のとおりです。

- ① 町と施設管理者で協定内容の締結
- ② クーリングシェルター案内表示等の配付
- ③ クーリングシェルター施設情報の公表（町ホームページ等）

8. 協定の有効期間

協定に定める有効期間満了の1か月前までに協定の更新をしない旨の申し出がない場合には、協定は引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

9. 物資等の配付について

熱中症対策物品（飲料水等）について、町からの配付や補助は行いません。ただし、各施設でご準備いただいた物品を配付することを妨げるものではありません。

10. その他

- (1) クーリングシェルターとして指定された場合、町が実施している「まちなか避暑地」の対象施設としてもご協力をお願いします。
- (2) 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、町が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されないことがあります。

また、指定された後も、町が不相当と認める場合は、指定を取り消すことがあります。

11. 申込み・問い合わせ先

荻田町役場 保険健康課 健康サポート担当

〒800-0392

荻田町富久町1丁目19-1

電話：093-588-1235

メール：hoken-kenkou@town.kanda.lg.jp